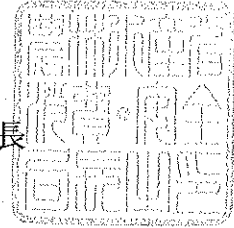


元消安第 3903 号
令和元年 12 月 16 日

一般社団法人 全国植物検疫協会
会長 花島 陽治 殿

農林水産省消費・安全局長



ベトナム産ティエウ種のれいしの生果実に関する植物検疫実施細則
の制定について

今般、別紙 1 のとおり「植物防疫法施行規則別表 2 の付表第 71 のベトナムから
発送され、他の地域を経由しないで輸入されるティエウ種のれいしの生果実に係
る農林水産大臣が定める基準」（令和元年 12 月 13 日農林水産省告示第 1634 号）
が施行されたのでお知らせします。また、これに伴い、「ベトナム産ティエウ種
のれいしの生果実に関する植物検疫実施細則」を別紙 2 のとおり制定したので併
せてお知らせします。

ついては、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。

